

第1部 法務リスク管理 の基礎知識

■ 第1章 法務リスク管理とは何か	2
I なぜ「リスク管理」が注目されるようになったのか	2
1 はじめに	2
2 従来型のリスク管理と今日的なリスク管理	3
3 リスク管理が注目されるようになった理由	3
II リスク管理とは何か	5
1 リスクの概念	5
2 リスクの分類	8
3 法務リスク	10
III 法務リスク管理の諸相	13
1 法務リスク管理をめぐる状況	13
2 コーポレート・ガバナンスと内部統制	15
3 リスク管理の規格	17
4 PDCAサイクル	19
IV 法務リスク管理の考え方と手法	20
1 はじめに	20
2 法務リスク管理の基本的な手法	21
(1) リスクの特定	21
(2) リスク分析と評価	21
〈図1〉 リスク・アセスメント・マトリクスーリスクの分析と評価	22

(3) リスクへの対応策の選択と決定	22	(5) 自由で透明な市場に対する国民の渴望	49
(4) リスクマネジメントプログラムの策定と実施	24	4 企業不祥事を防止するにはどうしたらよいか	49
(5) モニタリング	24	(1) はじめに	49
(6) リスク管理と業務との関わり	24	(2) 意識改革の必要性	50
3 リスクが顕在化したときの対応	25	(3) 隠蔽体質の除去	51
4 大規模災害時における事業継続	27	(4) 原因の究明と再発防止への努力	51
〈図2〉 事業継続の取組みの流れ	29	(5) 管理・監視体制の整備	52
5 法務リスク管理の要諦	31	(6) 開かれた組織の必要性	53
(1) 何がリスクかを認識すること（リスクの洗い出し）が出发点	32	5 なぜコンプライアンスが社内に浸透しないのか	54
(2) 起きてからでも対処できるリスクは後回し	33	(1) コンプライアンスの土壌がない	54
(3) 重大なリスクは何かを認識できれば知恵は出る	33	(2) コンプライアンスに対する感度が鈍い	55
(4) 「経営者が最大のリスク」ではリスク管理などできない	34	(3) コンプライアンスが日常的な業務プロセスの中に活かされていない	55
(5) 起こらないことを前提にしたリスク管理は無意味どころか、かえって危険	35	(4) 不正対応に甘さがある	56
(6) リスク管理は体裁を整えることではない	35	(5) 背景にある事情を見落としている	56
V 広報対応	36	(6) 社内に「聖域」をつくっている	57
		(7) 経営者によるメッセージが不足している	57
第2章 法務リスク管理の基本原則	40	II 内部統制	57
I コンプライアンス	40	1 内部統制（インターナル・コントロール）の意味と目的	57
1 コンプライアンスとは何か	40	〈図3〉 内部統制とコーポレート・ガバナンスの関係	58
2 コンプライアンスの実現過程	42	2 COSOレポートに示された内部統制モデル	58
3 企業不祥事はなぜ起こるのか	44	(1) 内部統制の目的	59
(1) はじめに	44	(2) 内部統制の構成要素	59
〔表1〕 大企業による主な企業不祥事（2000年以降）	45	(3) 内部統制の限界	60
(2) 企業人の意識の閉鎖性	46	(4) 役割と責任	60
(3) 日本的経営システムの限界	47	〈図4〉 COSOレポートにおける内部統制のモデル	61
(4) 法律解釈の変遷	48	3 内部統制に関する考え方の整理	61
		4 COSO ERM	62

5	日本における内部統制の導入と普及	63
6	金融商品取引法における内部統制	65
	〔表2〕 内部統制の導入・普及の経過	66
	〈図5〉 企業会計審議会による内部統制のモデル	69
	〈図6〉 財務報告に係る内部統制の評価プロセス	70
7	会社法における内部統制	71
III	CSR（企業の社会的責任）	73
1	CSRとは何か	73
2	CSRの背景	75
	(1) 経済のグローバル化と様々な社会問題の発生	75
	(2) 企業と社会との関係の変化	76
	(3) 企業評価の指標としてのCSR	77
	(4) CSRに対する社会の要請	77
3	「持続可能性」と「トリプルボトムライン」	77
4	CSRをめぐる動向	79
5	CSRの考え方	81

第3章 法務リスク管理のための コンプライアンス体制

I	総論	85
II	リスク管理のためにまず経営者が行うべきこと	87
1	経営者によるリスク管理体制の構築の重要性	87
2	組織の外部および内部の環境の把握	89
3	法務リスク管理の方針の設定	90
	(1) 法務リスク管理の基本方針	90
	(2) 基本方針が実践されるための環境	95
	(3) 基本方針の社内外への伝達	96

III	リスクのアセスメント	96
1	リスクの特定	97
	〔表3〕 事業活動に応じたリスクの一覧表	98
2	リスクの分析と評価	99
3	リスクへの対応	99
	〔表4〕 リスク評価の基準	100
4	リスクのアセスメントに関する責任者	101
IV	リスク対応策の立案・実行	102
1	組織	102
	(1) チーフ・コンプライアンス・オフィサー	103
	(2) コンプライアンス担当部署	103
	(3) コンプライアンス委員会	104
	(4) 各部門・部署におけるコンプライアンス責任者・担当者	105
2	社内の規程の整備	106
	(1) 組織に関する規程	106
	(2) 法務リスクのアセスメントに関する規程	106
	(3) 個々のリスクに関する管理規程	106
	(4) モニタリングに関する規程	107
3	報告・連絡体制	108
4	啓発・教育・訓練体制	109
	(1) 基本プログラム	110
	(2) 個別プログラム	110
	(3) 教育・研修の方法	111
	(4) メディアトレーニング	111
5	リスク発生時の対応	112
	(1) 情報収集（事実確認・報告）	112
	(A) 情報	112
	(B) 留意点	113

(2) 対策本部の設置	114
(3) 記者会見・プレスリリース対応	115
(4) 調査委員会の設置	115
(A) 内部調査委員会	116
(B) 第三者委員会	116
(5) 再発防止策、社内処分	124
V モニタリング	125
1 日常的なモニタリング	126
2 監査部門によるモニタリング	127
3 モニタリング結果の報告、検証	127
第4章 法務リスク管理と広報	128
I 広報の位置づけと重要性——広報活動は企業の姿勢を映す鏡である	128
【メディアの視点①】 クライシス・コミュニケーション	129
II 広報に求められる姿勢（社内論理と社会常識とのバランス）——広報には社会的責任や道義的責任に対する配慮が求められる	130
III 法務リスクが顕在化した際の対応	132
1 情報の集約・一元化（統一的な対応）——平時における備えこそ重要である	132
2 情報開示（自主的な公表）の要否の判断と開示方法の検討	133
(1) 情報開示の要否（公表するか否か）の判断（判断基準）	133
(A) 生命・身体への危険、健康被害の発生やそのおそれがある場合	135
(B) (A)に該当する場合以外の被害の発生やそのおそれがある場合	135

(C) 企業の信用・信頼に関わる事象の発生	136
(2) 開示方法（記者会見・プレスリリース・ホームページなど）の検討	138
(A) 記者会見	138
【メディアの視点②】 メディアはなぜ厳しい追及をするのか	143
【メディアの視点③】 記者会見での留意点	146
(B) プレスリリース	148
(C) ホームページ	149
(3) 開示の内容（法務リスクの顕在化にあたり集約すべき情報）	149
(4) 開示の時期	151
3 事実関係等の文書化（ポジションペーパー）、ステートメント・想定問答集等の作成	152
(1) 事実関係等の文書化	152
(2) ステートメント	153
(3) 想定問答集	153
4 電話取材・対面取材時における留意事項	154
IV 平時における準備	154
1 潜在的リスクの洗い出し	155
2 危機管理マニュアルの作成・改訂、社内研修	155
3 情報伝達網の整備（情報伝達ルート）の確立	155
(1) 社内連絡網の整備	155
(2) 関係先（メディア・監督官庁、取引先等）連絡網の整備	156
第5章 法務リスク管理と経営者の役割	157
I 取締役の責任	157
1 リスク管理体制の構築	157

2	コンプライアンス経営の実現に向けた取組み	159
3	コンプライアンス体制の確立に最も重い責任を負うのは経営者である	161
II	コンプライアンスをめぐる現在の状況	163
1	企業をみる社会の目は厳しさを増している	163
2	ステークホルダーと企業との関係も変化している	164
3	企業にとってコンプライアンス上のリスクは著しく増大している	164

第2部 事例別にみる 法務リスク管理

■	第1章 商品・製品をめぐるリスク管理	165
	序論	165
1	はじめに	168
2	事前の対策	168
(1)	適用される法令の把握・理解	168
(A)	製造物責任法	168
(B)	製品・商品の表示に関する法令	171
(C)	トレーサビリティに関する法令	175
(D)	自主規制	175
(2)	法的リスクの特定、評価	175
(A)	製造中止・停止、製品の回収、修理に伴う費用の支出	175
(B)	民事責任	176
(C)	刑事責任	176
(D)	役員としての責任	176
(E)	製品事故情報に関する公表	177
(3)	リスク発生・拡大を防止するためのルール・仕組みづくり、教育訓練、モニタリング	177
3	事後の対応	178
(1)	消費者への対応——周知徹底、製品回収	178
(2)	消費生活用製品安全法の対応、その他監督官庁への報告	180
(A)	適用される製品・事故等	180

(B) 事故情報の収集・公表	181
(C) 危害の発生・拡大防止措置	182
(3) 対策本部・調査委員会等の設置	183
Q&A	183
Q 1 製品の不具合による事故が発生した場合の対応	183
1 初動の対応	184
2 公表とその後の対応	185
(1) 事故についての公表	185
(2) 広報対応	186
(3) 公表に伴う初動対応	187
(4) 本格的な調査体制	188
(5) 再発防止策、処分	189
Q 2 他社の行為が関連した自社製品での事故に関する対応	189
1 法的リスク	189
2 初期対応、広報対応	191
Q 3 製品の表示上の問題に関する広報対応と事前の対策	192
1 広報対応	192
2 事前の体制	192
(1) 適用される法令の把握・理解	193
(2) 違反を防止するためのルールづくり	194
(A) 組織・ルールのあり方	194
(B) 企業風土の再確認	194
(C) 内部通報制度の活用	195

■ 第2章 取引先の経営危機・倒産

序論	196
1 概説	196

2 取引先の経営危機・倒産情報に接した場合に行うべきこと	197
(1) 契約内容・取引状況（債権債務の状況、納入状況）の確認	197
(2) 債権保全・回収手段の検討・債権保全状況の確認	197
(3) 債権保全・回収手段の実行	198
(4) その他の関係（株式の保有、役職員の派遣）の確認	198
3 法的倒産手続等に移行するおそれがある場合の留意点	199
(1) 商品納入時期と債権の取扱い	199
(2) 債権保全・回収手段と法的倒産手続の関係、否認権、相殺権の制限	199
(3) 法的倒産手続における担保権の取扱い	200
(4) 連鎖倒産の可能性	200
(5) 自社への影響についての懸念に対する対外的な対応	200
4 事業譲渡・会社分割スキームへの対応	201
5 取引先から支援要請を受けた場合の対応	202
6 その他の留意点	202
(1) 保有株式の売却とインサイダー取引規制	202
(2) 役員の責任と役職員の引き揚げ	202
(3) 広報対応等	203
Q&A	204
Q 1 商品の納入先について信用不安の情報に接した場合	204
1 他の複数の取引先に対して支払猶予を求めているとの情報に接した段階	204
2 自社に対して支払期限の延長を求めてきた段階	205
3 民事再生手続開始申立てを検討しているらしいという噂に接した段階	206
4 取引先ごとのリスクの類型的把握の必要性	207
Q 2 取引先について法的倒産手続開始の申立てがあった場合	207
1 法的倒産手続開始申立情報に接した段階	207

2	法的倒産手続開始決定前の段階	208
3	法的倒産手続開始決定後の段階	208
Q 3	取引先から支援を求められた場合	209
1	取引先からの支援要請	209
2	支援の判断の合理性確保の必要性	210
3	設問の事例における対応	211
Q 4	取引先から会社分割により新会社取引関係を移行する旨の通知があった場合	211
1	事業再生スキームと会社分割	211
2	債権者異議手続との関係	212
3	実質的経営主体の変更の有無	212
4	詐害的・濫用的な会社分割への該当性	213
5	設問の事例における対応	214

■ 第3章 労働問題とリスク管理215

序論	215	
1	労働問題における危機管理の特徴	215
2	法務リスクと労務管理リスクの差異	216
3	雇用システムの変化と危機管理	217
Q&A	218	
Q 1	非正規雇用者が地域ユニオンに加入した場合	218
1	対応策	218
(1)	派遣労働契約の解消	218
(2)	有期労働契約者の雇止め	219
(3)	労働組合への対応	220
2	広報戦略	220
3	コンプライアンス体制のあり方	221

◇	参考判例・事件	221
Q 2	精神疾患で休職した者が会社の内外に告発メールを送信した場合	222
1	対応策	222
(1)	精神疾患対応の基本	222
(2)	公益通報者保護法	223
(3)	対応の基本	223
2	広報戦略	224
3	コンプライアンス体制のあり方	225
◇	参考判例・事件	225
Q 3	過労死を主張する遺族が労災申請と訴訟提起を通告してきた場合	226
1	対応策	226
(1)	過労死の業務起因性	226
(2)	勤務状況把握	227
(3)	遺族への対応	228
2	広報戦略	228
3	コンプライアンス体制のあり方	228
◇	参考判決・事件	229

■ 第4章 海外における事故・事件230

序論	230	
1	経済のグローバル化による法務リスクの増加	230
2	人災リスク	230
3	ビジネス上のリスク	231
4	従業員の私生活上の法令違反について	233
Q&A	233	

Q1	テロ、動乱、誘拐等の人災リスク	233
1	テロ、動乱、誘拐事件に対するリスク管理の必要性	234
2	人災リスクへの事前の対応策	235
(1)	情報収集・分析と「安全対策室」の設置	235
(2)	従業員らの自覚および行動制限	236
3	万が一の事態が発生した場合	237
Q2	中国リスクへの対応	237
1	中国リスク激増の理由	237
2	大規模デモ発生の情報に対して	240
Q3	海賊品・模倣品が発見された場合	240
1	模倣品・海賊版被害の現状	241
2	模倣品・海賊版の製造元に対する具体的なアクション	242
3	知的財産侵害事件の行方	244

第5章 会計上の不正

序論	245	
1	会計上の不正に伴うリスク	245
2	決算情報に誤りがあった場合に会社に生ずるおそれがある不利益等の概要	246
3	過年度決算訂正を要する場合の留意点	247
(1)	会計上の取扱い	247
(2)	証券取引所の開示ルール	247
(3)	金商法による開示	248
(4)	会社法に基づく書類との関係	249
4	各不利益等の具体的な内容の要点	249
(1)	会社の投資家・株主に対する損害賠償責任	250
(2)	役員の投資家・株主に対する損害賠償責任	251

(3)	証券取引所からの一定の不利益な措置	251
(4)	課徴金・刑事罰	251
5	不正の態様、動機、会社風土	253
6	発覚の端緒	254
7	不正調査と公表・第三者委員会	255
8	当局の調査等に対する対応	255
9	適時開示・マスコミ対応	257
(1)	適時開示のタイミングと内容	257
(2)	マスコミ対応	258
10	発覚後の流れと対応ポイント	259
Q&A	260	
Q1	経理上の不祥事のおそれが発見された場合の対応	260
1	循環取引とは	260
2	情報収集、不正の全体像・概要把握	261
3	調査手法の確定、調査委員会の人選、調査スケジュールの確定	262
4	証券取引所への対応、適時開示のタイミング・内容	262
5	証券取引等監視委員会等の調査対応	264
Q2	社内調査の結果を受けた対応	264
1	調査結果の公表	264
2	決算短信の訂正、有価証券報告書の訂正報告書等の提出	266
3	不正関与者の処分等	266
4	課徴金納付命令の勧告等	266

第6章 独占禁止法をめぐるリスク管理

序論	267	
1	はじめに	267

2	独禁法改正の流れ	269
3	独禁法関連のリスク管理の変化	271
4	競争法をめぐる国際的な動向とその対応の必要性	272
5	小 括	275
	Q&A	276
Q1	コンプライアンス体制の確立	276
1	問題の所在	276
2	カルテル	277
3	独禁法違反行為の未然防止のための取組み	279
(1)	経営トップのコンプライアンスへの関与（ミッションステートメント）	279
(2)	マニュアル、研修の整備	280
(3)	コンプライアンスの実務を担う法務コンプライアンス担当部署等の体制整備	281
(4)	子会社・関係会社におけるコンプライアンスへの関与	282
(5)	独禁法違反行為に関与した社員等に対する懲戒	282
4	独禁法違反行為の早期発見のための取組み	282
(1)	同業他社との接触状況の把握・管理	283
(2)	監査の実施、相談部署や内部通報制度の整備や有効活用	284
5	独禁法違反情報に接した場合の対応	285
(1)	社内調査の意思決定における経営トップの関与	285
(2)	法務コンプライアンス担当部署等における緊急時の体制の整備	285
(3)	課徴金減免制度の利用の検討	286
(4)	自主申告を行った社員に対する社内処分の軽減	286
(5)	有価証券報告書および事業報告における独禁法違反による法的措置の記載	287
6	小 括	287

Q2	入札談合が行われていることが判明した場合の対処方法	288
1	問題の所在	288
2	入札談合	288
3	課徴金減免制度	290
4	課徴金減免制度の具体的な利用方法	292
5	課徴金減免制度利用の要点	294
(1)	早急に社内対策チームを立ち上げて、迅速かつ秘密裏に調査を行い、事実の把握・確認に努めること	295
(2)	把握・確認できた事実の評価と、次なる行動方針の決定	295
(3)	課徴金減免の申請に際して	296
(4)	課徴金減免の申請後の対策	296
6	課徴金減免の申請以外に企業として行うべきこと	297
7	小 括	298
Q3	ライセンス契約における独禁法上の留意点	298
1	問題の所在	299
2	知的財産と独禁法との関係	299
3	公取委のガイドラインにおける知的財産の位置づけ	301
(1)	知的財産ガイドラインによる独禁法21条の解釈	301
(2)	知的財産ガイドラインにおける不公正な取引方法に関する記述	303
(A)	独禁法による不公正な取引方法の位置づけ	303
(B)	知的財産ガイドラインにおける不公正な取引方法に関する記述	304
4	知的財産に係る行為と判断枠組み	305
5	知的財産と独禁法との関係におけるコンプライアンス体制のあり方	306
6	小 括	307

第7章 知的財産権をめぐるリスク管理	308
序論	308
1 特許権に関するリスク	308
(1) 特許権と侵害行為	308
(A) 特許権	308
(B) 特許権侵害行為とリスク	309
(2) 特許権侵害リスクの管理	310
(A) リスクの移転	310
(B) リスクの低減	310
(C) リスクの回避	312
2 商標権に関するリスク	314
(1) 商標権と侵害行為	314
(A) 商標権とは	314
(B) 商標権に関するリスク	315
(2) 商標権に関するリスクの管理	315
(A) 商標権侵害リスクの低減	315
(B) 商標権侵害リスクの回避	317
(C) 自己の商標権に関するリスクの回避	319
3 著作権に関するリスク	320
(1) 著作権と侵害行為	320
(2) 著作権侵害リスクの管理	321
(A) ソフトウェアの違法コピー	321
(B) 外部コンテンツの無断使用	322
Q&A	323
Q1 特許権侵害の警告書	323
1 A社の対応策	323

(1) 初動対応	323
(2) 確認・検討すべき事項	323
2 B社に対する対抗措置	325
3 特許権侵害に関連する広報対応	325
(1) 特許権者による広報対応	325
(2) 被疑侵害者による広報対応	326
Q2 販促品と商標権侵害	327
1 A社の対応策	327
2 A社が留意すべきであったこと	328

第8章 反社会的勢力をめぐるリスク管理

序論	329
1 反社会的勢力をめぐるリスク管理の必要性	329
(1) 反社会的勢力とは何か	329
(2) 反社会的勢力のリスク	330
2 政府指針の概要	331
3 政府指針公表後の各業界における取組状況	333
(1) 証券業界	333
(2) 銀行業界	334
(3) 建設業界	334
(4) 不動産業界	335
4 企業に求められる政府指針を踏まえた対応と今後の課題	335
Q&A	337
Q1 企業の不祥事を材料とした不当要求が行われた場合	337
1 対応策	338
(1) 接近型と攻撃型の不当要求	338

(2) 攻撃型の不当要求に対する対応の要点	338
2 広報戦略	339
3 コンプライアンス体制のあり方	339
◇ 参考判例・事件	340
Q2 取引先が暴力団関係企業であることが発覚した場合	341
1 対応策	341
(1) 「反社会的勢力」の認定	341
(2) 取引関係遮断の方法	342
(3) 組織対応・外部機関との連携	343
(4) 再発防止策	343
2 広報戦略	344
3 コンプライアンス体制のあり方	344
◇ 参考判例・事例	345
Q3 反社会的勢力の不当要求に応じたことが発覚した場合	345
1 対応策	345
(1) 政府指針の裏取引の禁止	345
(2) 反社会的勢力との取引関係の遮断、外部機関との連携等	346
(3) 反社会的勢力との取引関係解消の具体的方法	347
2 広報戦略	347
3 コンプライアンス体制のあり方	348
◇ 参考判例・事例	348

■ 第9章 企業秘密とリスク管理

序論	349
1 企業秘密の管理の重要性	349
2 不正競争防止法	350
(1) 営業秘密	350

(A) 秘密管理性	351
(B) 有用性	351
(C) 非公知性	351
(2) 営業秘密に係る不正競争行為	352
(A) 不正取得型	352
(B) 正当取得型	353
(3) 民事的救済	353
(A) 差止請求権	353
〈図7〉 営業秘密侵害行為類型	354
(B) 損害賠償請求権	355
(C) 信用回復措置請求権	356
(4) 刑事罰	356
(A) 概要	356
(B) 営業秘密侵害罪の類型	357
(5) 二次的被害を防止するための訴訟手続上の手当て	358
〈図8〉 営業秘密侵害罪の類型	359
(A) 民事訴訟手続上の手当て	360
(B) 刑事訴訟手続上の手当て	361
3 営業秘密の管理方法	362
(1) 管理すべき営業秘密の特定	363
(2) 営業秘密へのアクセス制限（物理的管理・技術的管理）	364
(3) 社員教育や就業規則・秘密保持契約等の手当て（人的管理）	364
(4) 社内規程・マニュアル化、管理体制のモニタリング（組織的管理）	365
4 広報対応	366
Q&A	366
Q1 従業員が仕入先情報を不正に持ち出し、他社が不正使用したことが発覚した場合	366

1	事実関係の調査	367
2	法的措置の検討	367
Q 2	会社製品の製造方法に係る中核技術・ノウハウを有する人材が退職する場合	369
1	社員が退職する際の留意点	369
2	海外での営業秘密の漏えい	370
Q 3	自社基幹システムの開発を外部企業に委託する場合	371
Q 4	同業他社から従業員を中途採用する場合	371
1	他社の営業秘密を侵害しないために	371
2	中途採用時の留意点	372

■第10章 個人情報とリスク管理

序論	373	
個人情報保護法と事業分野ごとのガイドライン	373	
Q&A	375	
Q 1	顧客情報の取扱い	375
1	A社が顧客情報を取得するうえで留意すべき点は何か	376
(1)	個人情報保護法におけるA社の位置付け	376
(2)	できる限り特定された利用目的の明示	377
(A)	利用目的の明示	377
(B)	利用目的の特定	378
2	A社が顧客情報を管理するうえで留意すべき点は何か	379
(1)	安全管理措置の整備	379
(A)	組織的安全管理措置	380
(B)	人的安全管理措置	381
(C)	物理的安全管理措置	381
(D)	技術的安全管理措置	382

(E)	「クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて」に掲げられた措置	382
(2)	従業員の監督	383
3	A社が顧客情報のデータベースへの入力作業などを第三者に委託する際に、留意すべき点は何か	384
	〈図9〉「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の関係	385
Q 2	顧客情報が漏えいした場合	386
1	事実関係の調査と原因の究明	386
2	顧客情報が漏えいした事実の公表、顧客本人への連絡	387
3	問合せ窓口の設置	387
4	主務大臣などへの報告	388
5	社内処分の検討と公表	389
6	再発防止策の検討と実施	389
7	「お詫びのしるし」	389
Q 3	顧客情報が漏えいした事実を公表する場合	389

■第11章 環境コンプライアンス問題

序論	391	
1	企業活動と環境リスク	391
2	環境規制の複雑化・高度化による環境ビジネスリスクの多様化	392
3	公害対策基本法から環境基本法へ	392
4	環境コンプライアンス意識の高まりと新たな環境ビジネスリスク	393
5	環境コンプライアンス意識の重要性	395
6	環境コンプライアンス体制の確立と取締役の内部統制構築義務	396
7	環境コンプライアンス体制の確立とISO14001	397
8	環境コンプライアンス体制の確立にとって重要な事項	397

Q&A	400
Q1 環境汚染物質の排出データに改ざんがあったことが判明した ケース	400
1 大気汚染防止法	400
2 対策	401
(1) 事実の公表と調査	401
(2) 再発防止策の構築	401
(3) マスコミ対策	402
Q2 土壌が汚染された土地の上にマンションを建築し販売した場合	403
1 土壌汚染対策法	403
2 宅地建物取引業法	404
3 対策	405
(1) 事実の公表と買主との交渉	405
(2) 被害対策の立案および再発防止策の構築と公表	406
(3) マスコミ対策	407

第12章 名誉毀損とリスク管理 408

序論	408
1 事前の対応と事後の対応	408
2 積極的対応をすべき場合と静観すべき場合	409
3 法的手続をとりうる場合とそうでない場合	410
4 民事上の法的手続をとりうる「名誉毀損」とは	411
(1) 人の社会的評価を低下させる行為	411
(2) 法人に対する名誉毀損	411
(3) 表現の公然性	412
(4) 対象の特定性	412
(5) 社会的評価の低下の判断基準	413

(6) 論評	414
(7) 名誉毀損の違法性阻却	414
(A) 総論	414
(B) 事実の摘示に関する名誉毀損の違法性阻却要件	415
(C) 論評に関する名誉毀損の違法性阻却要件	417
(8) 損害	417
5 刑法上の「名誉毀損罪」に該当する行為とは	418
6 名誉毀損的表現に対してとりうる法的手段	419

Q&A	420
Q1 名誉毀損的表現がなされることが事前にわかった場合	420
1 事実関係の確認	420
2 取材対応	420
3 書面での警告	421
4 出版差止めの仮処分	422
5 出版された後の対応準備	424
Q2 名誉毀損的表現がすでに行われてしまった場合	425
1 事実関係の確認	425
2 社会や市場に対する説明	425
3 出版社に対する訂正記事の申入れ	426
4 後追い報道に対する対応	427
5 民事上の法的手続	428
6 刑事上の法的手続	429
Q3 インターネット上の名誉毀損の場合	430
1 証拠化	430
2 削除の請求	430
3 発信者情報開示の請求	432
4 損害賠償請求	433

■ 第13章 経営者・役員の不祥事	435
序論	435
1 概観	435
2 経営者・役員が関与する具体的な法令違反が問題となるケース	436
(1) 事案	437
〔表5〕 役員が関与したとされた主な企業不祥事（2000年以降）	437
(2) 特徴	438
(3) 対応の基本的態度	439
(4) 対応の基本的流れ	440
(5) 第三者委員会	442
3 役員に具体的な法令違反がなく、善管注意義務違反が問題となるケース	444
(1) 経営判断の誤り	444
(2) 内部統制システム構築義務の違反	447
(3) 監視義務違反	450
Q&A	451
Q1 経営者による背任	451
1 総論	451
2 事実の確認	451
3 役員処分	452
4 不祥事の公表	453
5 第三者委員会の設置	453
6 再発防止策の策定、公表、履行	454
7 不祥事を起こした役員に対する責任追及	454
◇ 参考判例	454
Q2 取締役による不祥事隠蔽	454
1 販売の停止、商品の回収	455

2 公表	457
3 その他	459
◇ 参考判例	459
Q3 経営判断	459
1 総論	459
2 子会社等の倒産から受けるリスク回避の必要性の検討	460
3 支援を行うことによるリスクの検討	461
4 比較考量と判断	461
5 手続上の留意点	462
◇ 参考判例	463
■ 第14章 社員の不祥事	464
序論	464
1 社員の不祥事の範囲	464
(1) 社員の私利私欲のための不正行為・犯罪	464
(2) 私生活上の行為・犯罪	465
2 社員が不正や犯罪に走らないようにするための方策	466
Q&A	467
Q1 担当責任者による横領・着服などの不正行為があった場合	467
1 横領・着服の位置づけと判例の考え方	467
2 会社の対応策	469
(1) 事実確認	469
(2) 被害弁償、刑事告訴、懲戒処分	469
(3) リスク管理体制の見直し	470
3 今後の課題	472
Q2 内部通報で、社内の不倫関係が通報された場合	472
1 私生活上のトラブルと会社の対応	473

2	内部通報への対応	475
Q 3	社員が通勤中に痴漢の疑いで現行犯逮捕された場合	476
1	社員が痴漢行為により逮捕された場合の社員への対応	476
2	顧問弁護士の接見	478
3	広報対応	478

■第15章 取引先をめぐるリスク管理

序論	480	
1	取引先に起因するリスク	480
2	事前の備えとしての契約書	481
(1)	リスクの分担や対処方法の明確化	481
(2)	証拠書類としての契約書	483
3	取引先によるリスクが現実化した場合の事後対応	484
(1)	被害者の立場と加害者の立場	484
(2)	事実関係の調査の限界	484
(3)	取引先に対する法的措置も視野に	485
4	広報対応	485
Q&A	487	
Q 1	加工食品の仕入先が原材料の表示を偽装していた場合	487
1	事実関係の確認	487
2	事実関係の公表	488
3	商品の回収その他の対応	489
Q 2	製造委託の注文主から一方的に代金の減額がされた場合	490
1	下請法	490
(1)	下請法の適用対象	490
	〈図10〉 親事業者と下請事業者の範囲	491
(2)	下請法上の親事業者の義務および禁止事項	491

〈図11〉 親事業者の義務および禁止事項	492	
2	本設問の検討	492

■第16章 クレーマー対応におけるコンプライアンス問題

序論	495	
1	クレーム対応の重要性	495
2	クレーム対応の複雑化・高度化	496
(1)	消費者意識の高揚	496
(2)	企業不祥事の頻発	496
(3)	IT技術の発展	497
(4)	クレーム対応の複雑化、高度化	497
3	「顧客満足度向上」の視点からのクレーム対応の弊害	498
4	法的理由のあるクレームと理由のないクレーム	499
5	クレーム対応におけるコンプライアンス	500
Q&A	502	
Q 1	商品を購入した顧客から、些細な品質表示の誤りについて執拗なクレームを受けた場合	502
1	賞味期限	502
2	対策	503
(1)	事実の公表	503
(2)	再発防止策の構築と公表	505
(3)	マスコミ対策	505
Q 2	著作権違反を告発するホームページが開設された場合	506
1	著作権侵害	506
2	対策	507
(1)	刑事告訴	507

目次

(2) 掲載削除の仮処分申立て	507
(3) マスコミ対策	508
• 事項索引	509
• 執筆者略歴	514